

岩内港工業団地用地分譲要領

1 分譲対象地

(1) 所在地

- ・北海道岩内郡岩内町字大浜
- ・北海道岩内郡共和町梨野舞納

(2) 地目

雑種地

(3) 用途地域指定

工業専用地域及び工業地域

(4) 分譲対象総面積

94,262.87㎡

(5) 分譲対象企業

- ・食料品製造業・繊維工業・木材・家具等製造業・ゴム、プラスチック製品製造業・化学工業・電気製品・精密機械製造業
- ・倉庫業・試験研究施設・その他の製造業・陸上及び海上輸送業
- ・及び町長が公益上特に必要と認めたもの。

(6) 分譲単価

1㎡当たり 6,400円

(7) 分譲用地図

別紙図面のとおり

(8) 申込面積

原則として区画ごと。

(1区画 約3,000~4,200㎡、但し、区画の統合・分割については相談に応じます。)

2 分譲の目的

岩内港の物流機能の高度化、効率化を進めるとともに、地域における産業の活性化を図ることを目的とした整備を行った港湾関連等用地であり、この趣旨に基づき用地分譲を行うものとします。

3 分譲の条件

分譲の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者であること。

(1) 1～(5)の分譲対象企業である者

(2) 上記施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者

- (3) 譲渡の対価の支払い能力がある者
- (4) 譲渡契約締結後3年以内に操業を開始できる者

4 申し込みの受付等

(1) 申し込みの受付等

ア 受付 随時受付を行っております。詳しくは建設水道部建設住宅課港湾担当までお問い合わせのうえ申し込みください。

イ 受付場所 北海道岩内郡岩内町建設水道部建設住宅課港湾担当
〒045-8885 北海道岩内郡岩内町字清住258番地
TEL(0135)-62-1011 FAX(0135)-63-2727

(2) 申し込みに必要な書類

以下の書類が必要となりますので、正本各1部を上記の受付場所へ提出してください。なお、提出された書類はお返ししません。

ア 岩内港工業団地用地購入申込書（別紙様式第1号）

イ 事業計画書

ウ 定款

エ 登記簿謄本

オ 直近2年間の決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（売上原価、販売費及び一般管理費の内訳を含むもの。）が記載されているもの。）※株式上場の場合は有価証券報告書

カ 最近1カ年の国税・都道府県税・市町村民税の滞納がない旨証する所管官公署の書面

キ 会社案内及び製品等の説明書（パンフレット等）

（注）個人企業等の場合は、上記に準じる書類

5 譲渡代金支払い方法

譲渡代金は原則一括払いとします。ただし、やむを得ないと町長が認めた場合は1年以内の割賦払いとすることができます。

また、割賦払いとしたときは、譲渡価格の8%（年率）を延納金として支払いいただきますが、基準割引率及び基準貸付利率が著しく変動した場合、延納金の率については町長が決定いたします。

- (1) 譲渡代金は契約締結の日から1ヵ月以内の町が指定する日までに一括して支払っていただきます。なお、割賦払いについては、回数及び期日は双方協議いたします。

- (2) 所有権の移転は、譲渡代金の支払いがあった時に行い、速やかに土地を引き渡します。なお、土地の引渡しは、現状のまま行います。
- (3) 土地引渡しの後、町において所有権移転登記を嘱託登記で行います。なお、売買契約の締結及び所有権移転登記に要する費用は譲受人に負担していただきます。
- (4) 引渡日から10年間（以下「指定期間」といいます。）は、契約をもって定めた用途以外に供することはできません。ただし、あらかじめ町長の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 指定期間が満了するまでは、譲渡土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供することはできません。ただし、あらかじめ町長の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 譲受人が、次に掲げる各号の一に該当したときは、違約金として土地譲渡代金の10%の金額を徴収のうえ、契約の解除又は買戻しを行う場合があります。
- (ア) 指定期間内に町長の承諾を得ないで事業計画以外の用途に使用したとき。
- (イ) 指定期間に町長の承諾を得ないで譲渡土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供したとき。
- (ウ) その他、契約内容に違反したとき。
- なお、買戻し期間は引渡日から10年間とし、所有権移転登記と同時に買戻し特約登記を行います。

6 分譲地に関する事項

- (1) 建ぺい率 60%
(建築基準法第53条第3項第2号に該当する場合 70%)
- (2) 容積率 200%
- (3) その他 電力、電話、ガス等の使用開始手続きは、各自でお願いします。

7 その他

公害関係等の諸法令や町の定める諸条例を遵守すると共に、環境保全については、町の要請に従ってください。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する